

第3期【令和7年度～令和11年度】

流山市教育振興基本計画(案)

学びに向かう力と自立する子供を育む



この資料は、総合教育会議の
議題補足資料であり、内容に
ついては今後も修正されます。



流山市教育委員会



第1章 「流山市教育振興基本計画」策定にあたって

第1節 基本計画策定の背景と趣旨

平成18年、改正教育基本計画が施行され、教育基本法第17条が新設されました。そこで、国は教育の振興の策定に関する基本計画を策定する義務を負うことや地方公共団体が教育振興の施策に関する基本計画を策定する努力義務を負うことを明確化しました。

国は平成20年に第1期、平成25年に第2期、平成30年に第3期、そして、令和5年6月に第4期教育振興計画（令和5年度から令和9年度）が閣議決定されました。

千葉県においては、平成22年3月に千葉県教育振興計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（第1期計画）～「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」～が策定され、平成27年には、第2期計画として、新みんなが取り組む『教育立県ちば』プランが策定されました。

この間、平成26年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たな教育委員会制度が平成27年度からスタートしました。この改正も含め、流山市教育委員会では、国や千葉県の教育振興基本計画をもとに、流山市の総合計画に則り、平成27年度から平成31年度を第1期とする「流山市教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、令和元年度には、令和2年度から令和6年度の第2期基本計画を策定しました。

基本計画は、学校教育、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状等を明らかにして、中期的な視野に立って施策を定め、流山市における教育の方向性を明確化し、より充実した教育を推進しようとするものです。

第3期の基本計画策定にあたり、第2期基本計画の評価・検証を行い、学校教育、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状、課題等を明らかにして、充実した教育の推進を図ります。また、基本計画は、今後の教育の方向性を示す羅針盤となるべきものを目指すともいわれます。国においても、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を大きなコンセプトとして掲げています。

未来を担う子供たちのため、時代の変化に対応しながら、社会や地域を創造することができる力を育成し、個人や社会のウェルビーイングの実現に向けた教育の推進に努めていかなければなりません。併せて、市民が心身ともに充実した人生を送るために、自らの意思で生涯にわたって学習に取り組み自己を高める生涯学習を推進することも必要です。

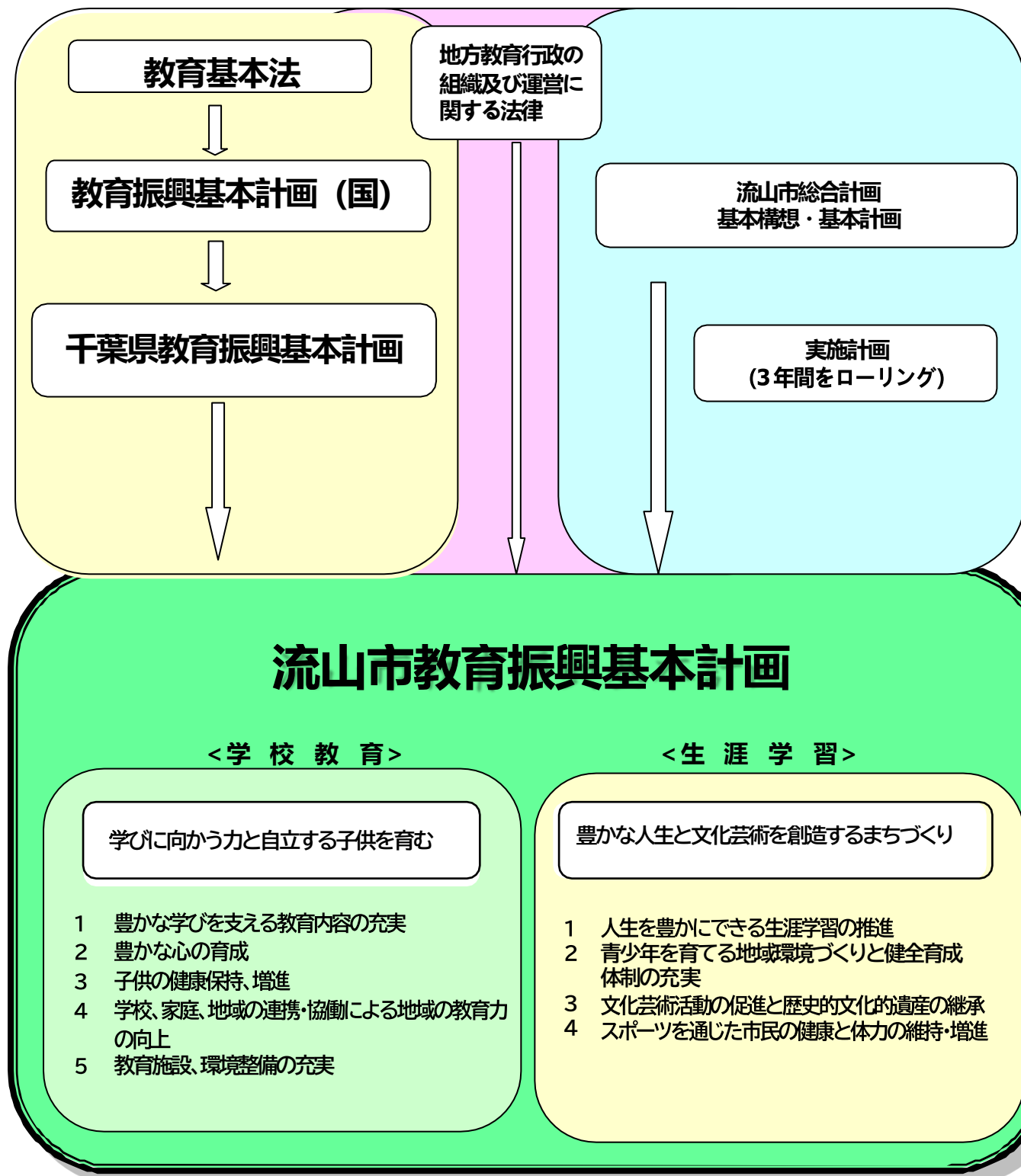
本市においても、国の教育基本計画の基盤である「教育の不易と流行」「教育の羅針盤」を踏まえ、教育行政施策の具現化を図ります。

令和7年度以降も引き続き、流山市の教育が推進することを目的として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「流山市第3期教育振興基本計画」を策定するものです。

※ウェルビーイングとは、児童生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力。
OECDによると、ウェルビーイングとは、教育の目的そのもの

第2節 基本計画の位置づけ

「基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、流山市総合計画と整合性を図り流山市の教育振興に関する基本的な計画として策定するものです。



第3節 基本計画の期間・対象

(1) 期間

「基本計画」の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画とします。ただし、社会情勢などの変化により、計画を適宜見直すことができるものとします。

(2) 対象

「基本計画」の対象範囲を教育委員会が実施する教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの推進に関する施策としています。

第4節 策定にあたっての基本的な考え方

「基本計画」は、前年度まで行ってきた事業を基本的に継承していきます。ただし、それぞれの事業を見直し、より質の高い内容にし、実施していきます。また、次の点を基本として策定しました。

- (1) 流山市総合計画との整合性を図り、流山市の現状と課題を踏まえ計画づくりを進める。
- (2) 「基本計画」の構成については、基本計画の策定の考え方と基本理念、学校教育の推進及び生涯学習の推進を中心に全4章から構成する。
- (3) 激しく変化する社会状況の中で、教育における今日的な課題も変化し、多様化することが予想される。「基本計画」を実施していく期間中においてもPDCAサイクルを確立し、常に変化に対応できるよう見直しを図る。また、必要に応じて修正や新たな取り組みができるよう柔軟に対応していく。

第5節 流山市の教育をめぐる現状と課題

(1) 現状

流山市の学校教育・生涯学習は、流山市総合計画基本構想に示された、基本施策「子どもをみんなで育むまち」「生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」に基づき進めてきました。

現在においても、全国的にも注目されるほど人口が増加し、特に子育て世代の流入による児童生徒の増加が顕著です。そして、共働き家庭が多く、地域とのつながりの低下や家庭を取り巻く環境の変化、家庭教育力低下等により、なお一層地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。また、個々の状況に応じた適切な支援体制を構築するとともに、不登校、いじめ重大

事態等が増加する中、支援を要する子への支援の在り方等、多様な教育ニーズへの対応が求められています。

令和3年から令和6年にかけておおぐろの森小学校、おおぐろの森中学校、市野谷小学校、南流山第二小学校の新設開校及び南流山中学校の移転開校を進めてきました。そして、市内小中学校体育館へのエアコン設置をいち早く行うとともに、授業で活用するICT環境の整備、知的特別支援学級の全校設置や情緒特別支援学級・言語通級指導教室の増設など、児童生徒が充実した学校生活を送れるように学習環境整備を進めてきました。

学校教育の推進にあたっては、予測困難な時代に対応できる資質・能力のより一層の育成を目指すために、子供たち自らが学習（主体的・対話的な学び）し、経験・体験をとおして、自治力（問題解決能力）の育成が図られるよう具体的かつ実践的な教育環境整備を行っています。また、教育環境全般にわたり、「つながり」「共感」「創造」を柱とした条件整備を行い、「学びに向かう力、受容・共感する力を養い、創造力を育む」ことを目標に、様々な教育施策に取り組んでいます。一人一人が心の安定を保ち、安心して生活できる学校体制づくりを目指しています。

生涯学習の推進にあたっては「人生を豊かにできる生涯学習の推進」「青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実」「文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承」「スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進」の4つの柱を基軸に学習活動を通じて個人の人生を豊かにするとともに、その学習成果を生かした「豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり」に取り組んでいます。

青少年の健全育成では、「流山市青少年相談員連絡協議会」「流山市青少年育成会議」等の青少年育成団体や、街頭パトロール等を行う「流山市青少年指導センター補導員連絡協議会」等の活動を支援しています。

文化芸術活動の促進では、文化芸術に関する施策についての基本理念を定めた「流山市文化芸術基本条例」（平成29年10月改正）に基づき、各種事業を展開しています。

「流山市子供の読書活動推進計画」については、成果と課題を検証し、令和4年3月に「第2次流山市子供の読書活動推進計画」を策定し、子供の読書活動を推進しています。

生涯学習施設の整備では、利用者の増加に伴い、南流山センター内の中央図書館南流山分館に代わって、令和4年12月、児童センターとの複合施設として「南流山地域図書館」を移設整備しました。また、北部公民館、東部公民館にエレベーターを新設するなど、施設のバリアフリー化を進めたほか、安心・安全で快適な施設環境を確保するため、生涯学習センター及び南流山センターのエレベーター更新、市民会館（文化会館ホール）の特定天井改修及び舞台床の張替等を行いました。

東京2020オリンピック・パラリンピックでは、オランダ代表チーム（女子卓球、女子ハンドボール、パラ卓球）の事前キャンプ地を誘致し、市民との交流を図りました。

スポーツ施設の整備では、老朽化した北部柔道場の建て替え工事を行い、令和3年4月に新たな柔道場がオープンしました。また、市総合運動公園の野球場観覧席の改修及び庭球場の拡張整備等を行いました。

（２）課題

令和の日本型学校教育の実現に向け、個別最適な学び・協働的な学びや多様な教育ニーズへの対応、子供たちのICTの効果的な活用、いじめや虐待、不登校の未然防止や早期発見・早期解決、幼児教育・保育施設と学校間の円滑な接続など、教育内容の向上及び多様化が幅広く求められています。また、校務DXを通じた働き方改革、教員の資質向上や人材確保・育成支援を一体的に進めることが課題となっています。更には、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭・地域と学校の連携・協働体制の構築が必要です。

学校施設については、急激な児童生徒数の増加への対応や、計画的な施設管理を行うとともに老朽化対策をはじめとした安全安心への確保、多様な教育内容・方法への対応、ICT環境の充実など、多種多様な対応が求められており、社会の経済情勢を踏まえた戦略的かつ計画的な施設整備が必要です。

いじめ等への対応については、法令やガイドラインに則った対応の周知徹底をはじめ、子供一人一人の最善の利益のための丁寧な対応を、子供を取り巻くすべての大人が同じ方向を向いて行っていく必要があります。そのために、子供の声を丁寧に聴くことに加えて、いじめ等への対応については学校の教職員と保護者や地域の方々との対話を大切にしていきます。また、子どもたちの多様性を尊重し、一人一人に丁寧に寄り添うことで、すべての子どもたちが、自分の存在を価値のあるものと感じ、ありのままの自分を肯定的に捉えられる自己肯定感を育むとともに、お互いの個性を認め合いながら、安心安全で実りある学校生活を送ることができるよう取り組んでいく必要があります。

生涯学習の推進については、様々な世代の方が生涯にわたって自ら学習し、人生を豊かにできるよう、ライフステージや生活課題等に応じた多様な生涯学習機会を提供する必要があります。また、障害等の有無にかかわらず、誰もが安心・安全で快適に生涯学習に取り組むことができるよう、計画的な施設の修繕及びバリアフリー化を進める必要があります。

市民の自主的な生涯学習活動をサポートするため、市ホームページ等で多様な学習情報を提供する必要があります。

子育て世代が増加している本市では、引き続き、青少年健全育成団体の活動を支援する必要があります。

市民の文化芸術活動を促進するため、おおたかの森ホールや文化会館ホール等を拠点として、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会及び活動団体が成果を発表できる場を提供する必要があります。市内の文化財の指定を進めるとともに、文化財の保存・活用を図る必要があります。

第2章 基本計画の基本理念

第1節 基本計画の基本理念（流山市教育大綱※）

〈学校教育〉

学びに向かう力と自立する子供を育む

流山市の学校教育においては、「自立」する子供の育成を目指し、児童生徒一人一人が主体的に学び、経験や体験を通して自ら問題を解決できる力を育む教育活動を実践します。また、個人と社会のウェルビーイング、持続可能性、共生社会の実現に向け、地域や家庭等と連携・協働した教育を推進します。



〈生涯学習〉

豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり

生涯学習においては、豊かな人生につながる生涯学習の推進と文化芸術の醸成・歴史の継承、スポーツの振興を目指して、市民の学習要求に応える機会と場を提供していきます。そして、地域の環境づくりとともに、文化芸術・歴史・スポーツに親しむ機会の創出のために、事業を推進します。



※流山市では、総合教育会議(令和●年●月●)において、「流山市教育振興基本計画」の基本理念を「流山市教育大綱」に代えることが決定されています。

流山市教育振興基本計画

(令和7年度～令和11年度)

発行日 令和7年4月1日

編集・発行 流山市教育委員会

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

TEL 04-7150-6105・6106・6064